

Attachment: ECDIS 装備要領

1. 全般

- (1) 非常電源から給電されていること。
- (2) ECDIS への外部接続機器は、ジャイロコンパス、船速距離計、GPS 受信機以外に、レーダー(画像と ARPA 情報)及び AIS に接続すること。
現存船に ECDIS を装備する場合は、できる限り接続する。
その他の航海設備や無線設備との接続については、デジタル出力がされていれば接続してもよい。
レーダー画像の重畳については、ClassNK テクニカルインフォメーション TEC-0912 を併せ参照のこと。
- (3) ECDIS のソフトウェアの更新については、製造メーカーからの指示に従うこと。
- (4) ECDIS 搭載が要求されていない船舶に、紙海図の代替として ECDIS を航海に使用する場合は、旗国の指示に従うこと。

2. 主 ECDIS

- (1) 主 ECDIS の設置場所は操舵室のカーテンより前の場所とすること。
- (2) 主 ECDIS には適切なバックアップ装置を備えること。バックアップ装置として、型式承認書に記載された機種、又は紙海図を使用することができる。

3. バックアップ装置

- (1) バックアップ装置にレーダー機能があっても、SOLAS 条約第 V 章で要求されるレーダーを省略できない。
- (2) バックアップ ECDIS の設置場所は、操舵室内であれば特に場所は規定されていない。
- (3) バックアップ ECDIS の操作は、主装置と同じであること。
- (4) 主 ECDIS から切り替えられたときに、主 ECDIS の切替え前の情報が引き継がれること。
- (5) 供給電源は、主 ECDIS とは分離されていること。
- (6) バックアップ ECDIS とジャイロコンパス、船速距離計、GPS 受信機との接続ケーブルは、主 ECDIS のものとは分離されていること
- (7) 主 ECDIS とバックアップ ECDIS 間のインターフェイスのための信号線があること。

4. オートパイロット(HCS)に接続して航跡制御(TCS)をする場合の取扱い

- (1) TCS を装備した場合は、NK 検査員の立会のもとで海上公試で作動を確認すること。
現存船で TCS を追加装備する場合は、装備図面、試験方案を弊社材料艤装部へ提出し、承認の後、NK 検査員の立会のもとで海上試験を実施すること。
- (2) バックアップナビゲーターアラームの装備場所は、船長室とする。
この警報を BNWAS に接続してもよい。

[本文に戻る](#)